

平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）の一部を改正する告示案

（傍線部分は改正部分）

○平成十一年郵政省告示第七百七十六号（放送法施行規則第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件）

改正案	現行
<p>放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第十七条の十九第三項第四号の規定に基づき、郵政大臣が別に告示するときを次のように定め、放送法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十八号）の施行の日から施行する。</p> <p>なお、平成六年郵政省告示第五百五号（放送法施行規則第十七条の十九第二項第二号の規定に基づき、郵政大臣が別に告示するときを定める件）及び平成八年郵政省告示第七十九号（放送法施行規則の規定に基づき、郵政大臣が別に告示するときを定める件）は、廃止する。</p> <p>平成十一年十月二十八日</p> <p style="text-align: center;">郵政大臣 前島英三郎</p> <p>一 総務大臣が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十九条に基づき、<u>委託放送業務（衛星放送を委託して行わせるものに限る。）</u>の用に供する地球局の周波数の指定を変更したとき</p> <p>二 放送法施行規則（以下「規則」という。）<u>第十七条の十四第一項又は第二項の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された委託放送事業者（委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合に限る。以下この号において同じ。）</u>が、次に掲げる変更をしようとするとき</p> <p>1 まとめて伝送容量等を指定された同一人に係る複数のデジタル放送を委託して行わせる<u>委託放送業務（衛星放送を委託して行わせるものに限る。以下この号において同じ。）</u>のいずれかが、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第五十二条の十五第二項の規定により休止され、又は法第五十二条の二十の規定により廃止され、若</p>	<p>（同左）</p> <p>一 総務大臣が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十九条に基づき、委託放送業務の用に供する地球局の周波数の指定を変更したとき</p> <p>二 放送法施行規則（以下「規則」という。）<u>第十七条の十四の規定により一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量（以下「伝送容量等」という。）を指定された委託放送事業者が、次に掲げる変更をしようとするとき</u></p> <p>1 まとめて伝送容量等を指定された同一人に係る複数のデジタル放送を委託して行わせる<u>委託放送業務のいずれかが、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第五十二条の十五第二項の規定により休止され、又は法第五十二条の二十の規定により廃止され、若しくは法第五十二条の二十三の規定により認定の取消しが行われた場合で</u></p>

しくは法第五十二条の二十三の規定により認定の取消しが行われた場合であつて特に必要があるとき

2から8まで (略)

三 規則第十七条の十四第一項又は第二項の規定により同条第一項第八号から同項第十一号まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに掲げる事項（以下この号において「走査方式等」という。）を指定された委託放送事業者（委託の相手方の無線局が人工衛星の無線局である場合に限る。）が、その指定された伝送容量等を増加させないで、走査方式等を変更しようとする場合であつて、かつ、変更後の走査方式等にその指定された伝送容量等が見合ったものであるとき（特別衛星放送にあつては、高精細度テレビジョン放送から標準テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。）

四から六まで (略)

七 複数の委託放送業務（移動受信用地上放送を委託して行わせるものに限る。以下この号において同じ。）の認定を受けている一の者が、その認定を受けた委託放送業務のそれぞれについて法第五十二条の十四第一項の規定により指定された中央の周波数を入れ替え、又は、複数の者が、それぞれが認定を受けた委託放送業務について法第五十二条の十四第一項の規定により指定された中央の周波数を同時に入れ替える場合であつて、周波数の能率的な利用を妨げないとき。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

あつて特に必要があるとき

2から8まで (略)

三 規則第十七条の十四の規定により同条第一項第八号から同項第十一号まで又は同条第二項第五号から同項第八号までに掲げる事項（以下この号において「走査方式等」という。）を指定された委託放送事業者が、その指定された伝送容量等を増加させないで、走査方式等を変更しようとする場合であつて、かつ、変更後の走査方式等にその指定された伝送容量等が見合ったものであるとき（特別衛星放送にあつては、高精細度テレビジョン放送から標準テレビジョン放送への変更を伴う場合を除く。）

四から六まで (略)